

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月9日

【四半期会計期間】 第68期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

【会社名】 飛島建設株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠部正博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【縦覧に供する場所】 飛島建設株式会社 横浜営業所
(横浜市中区山下町162番地1)

飛島建設株式会社 名古屋事業部
(名古屋市中区松原3丁目2番8号)

飛島建設株式会社 中日本土木支社
(大阪府中央区道修町3丁目4番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第68期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第67期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	23,084	23,985	117,829
経常損益 (百万円)	△1,255	△990	285
四半期(当期)純損益 (百万円)	△1,348	△1,077	260
純資産額 (百万円)	16,714	17,243	18,327
総資産額 (百万円)	90,893	89,659	94,526
1株当たり純資産額 (円)	△9.91	△0.20	0.51
1株当たり四半期 (当期)純損益 (円)	△2.54	△1.81	0.44
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	0.30
自己資本比率 (%)	18.4	19.2	19.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,476	1,003	12,236
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△117	△13	△438
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△418	△284	△3,765
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	8,587	14,355	13,679
従業員数 (人)	1,475	1,499	1,459

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 第67期第1四半期連結累計(会計)期間及び第68期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	1,499 [117]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	1,475 [116]
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

(1) 受注実績

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) (百万円)	
		前年同四半期比 (%)
土木事業	7,017	—
建築事業	12,190	—
開発事業等	—	—
合計	19,207	—

(注) 受注実績の開発事業等については、当社グループ各社の受注概念が異なるため記載していない。

(2) 売上実績

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) (百万円)	
		前年同四半期比 (%)
土木事業	12,680	—
建築事業	11,059	—
開発事業等	245	—
合計	23,985	—

(注) 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先の売上高及びその割合は、次のとおりである。

前第1四半期連結会計期間		
国土交通省	5,095百万円	22.1%
当第1四半期連結会計期間		
国土交通省	4,293百万円	17.9%

(3) 売上にかかる季節的変動について

土木事業及び建築事業においては、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

① 受注高、売上高、繰越高及び施工高

期別	種類別		前期繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高			期中施工高 (百万円)
							手持高 (百万円)	うち施工高 (%)	(百万円)	
前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	建設事業	土木工事	102,487	8,803	111,291	12,865	98,425	2.5	2,427	13,368
		建築工事	47,895	9,117	57,013	9,945	47,067	5.9	2,781	10,584
		計	150,383	17,921	168,304	22,811	145,493	3.6	5,209	23,952
	開発事業等		28	251	280	251	28	—	—	—
	合計		150,412	18,173	168,585	23,063	145,522	—	—	—
当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	建設事業	土木工事	94,463	7,146	101,609	12,654	88,954	5.2	4,615	13,218
		建築工事	43,200	12,296	55,496	11,026	44,470	2.4	1,053	11,195
		計	137,663	19,442	157,105	23,680	133,424	4.2	5,668	24,413
	開発事業等		—	236	236	236	—	—	—	—
	合計		137,663	19,678	157,342	23,917	133,424	—	—	—
前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	建設事業	土木工事	102,487	57,287	159,775	65,312	94,463	4.3	4,051	67,438
		建築工事	47,895	45,717	93,612	50,412	43,200	2.0	884	49,153
		計	150,383	103,004	253,388	115,724	137,663	3.6	4,935	116,592
	開発事業等		28	1,372	1,400	1,400	—	—	—	—
	合計		150,412	104,377	254,789	117,125	137,663	—	—	—

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。したがって、期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越高の施工高は支出金により手持高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は(期中売上高+期末繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致する。

② 売上高

期別	区分		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
前第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	建設事業	土木工事	10,577	2,287	12,865
		建築工事	1,953	7,992	9,945
		計	12,531	10,280	22,811
	開発事業等		0	251	251
	合計		12,531	10,531	23,063
当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	建設事業	土木工事	10,954	1,700	12,654
		建築工事	4,525	6,500	11,026
		計	15,480	8,200	23,680
	開発事業等		0	235	236
	合計		15,481	8,436	23,917

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前第1四半期会計期間 請負金額10億円以上の主なもの

東京都 小右衛門給水所2号配水池及び場内配管並びに立坑築造工事
 (株)ムトウ 株式会社ムトウ 高丘出荷センター増築工事
 社会福祉法人鶴足津福祉会 (仮称)警察大学校等跡地施設新築工事

当第1四半期会計期間 請負金額5億円以上の主なもの

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九幹鹿、楠田T他
 独立行政法人都市再生機構 奈良北団地1、2、4、5号棟耐震改修その他工事
 医療法人社団泉水会 介護療養型老人保健施設さくら新築工事

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先の売上高及びその割合は、次のとおりである。

前第1四半期会計期間

国土交通省 5,095百万円 22.1%

当第1四半期会計期間

国土交通省 4,293百万円 18.0%

③ 手持高(平成22年6月30日現在)

区分		官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建設事業	土木工事	71,906	17,047	88,954
	建築工事	16,536	27,933	44,470
	計	88,443	44,981	133,424
開発事業等		—	—	—
合計		88,443	44,981	133,424

(注) 手持工事のうち請負金額20億円以上の主なものは、次のとおりである。

東京都 古川地下調節池工事(その1) 平成23年12月完成予定
 香川県 別当川総合開発事業 新内海ダム本体建設工事 平成25年3月完成予定
 東京建物(株)、エヌ・ティ・ティ都市開発(株) (仮称)Brillia Welllith千駄木5丁目PJ新築工事 平成23年3月完成予定

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、海外経済の改善や緊急経済対策の効果等を背景に景気は持ち直してきており、自律性回復への基盤が整いつつあるが、雇用情勢の悪化懸念やデフレの影響等、景気を下押しするリスクが懸念され、低調な状況が続いている。

国内建設市場においては、政府建設投資は、公共事業予算の大幅減少による競争激化が顕著であり、民間建設投資においても、住宅投資は、需要・供給マインドとも低水準のまま推移し、非住宅建設投資は、企業の設備投資意欲の冷え込みが継続しており、依然、厳しい状況となっている。

このような状況のもと、当第1四半期連結会計期間の連結業績については、売上高は239億円（前年同四半期連結会計期間比3.9%増）、営業損益は6億円の損失（前年同四半期連結会計期間は9億円の損失）、経常損益は9億円の損失（前年同四半期連結会計期間は12億円の損失）、四半期純損益は10億円の損失（前年同四半期連結会計期間は13億円の損失）となった。

なお、当社グループの売上高は、下半期、特に第4四半期連結会計期間に集中する傾向があることから、業績に季節的変動がある。

セグメントの業績は、次のとおりである。

(土木事業)

当第1四半期連結会計期間の完成工事高は126億円、セグメント損益は1億円の損失となった。

(建築事業)

当第1四半期連結会計期間の完成工事高は110億円、セグメント損益は2億円の損失となった。

(開発事業等)

当第1四半期連結会計期間の開発事業等売上高は2億円、セグメント利益は64百万円となった。

(注) セグメント別の記載において、売上高については「外部顧客への売上高」の金額を記載しており、セグメント損益については四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、前連結会計年度末に対し、資産は受取手形・完成工事未収入金等の減少等により48億円の減少、負債は支払手形・工事未払金等の減少等により37億円の減少、純資産は四半期純損失の計上等により10億円の減少となり、総資産は896億円となった。

なお、自己資本比率は、前連結会計年度末に対し0.2ポイント減少し、19.2%となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に売上債権の減少等により10億円の資金増加（前年同四半期連結会計期間は34億円の資金増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により13百万円の資金減少（前年同四半期連結会計期間は1億円の資金減少）、財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減等により2億円の資金減少（前年同四半期連結会計期間は4億円の資金減少）となった。

以上の結果、「現金及び現金同等物の四半期末残高」は、前連結会計年度末に比べ6億円増加し、143億円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は平成20年4月に「中期3ヵ年（08～10年度）計画」を策定し、更なる「選択と集中」による利益の極大化、並びに経営・組織体制の刷新と経営資源の再配分を基本方針として、様々な経営課題に対応し継続的に業績を向上させる経営基盤の強化を推し進めている。

本計画の最終年度となる当連結会計年度は、顧客営業の徹底による営業力強化に重点的に取り組み、利益創出力の高い企業を目指すと同時にキャッシュ・フローを重視し、効率性の高い企業の実現に努める。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は94百万円であった。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	820,300,000
A種優先株式	4,300,000
B種優先株式	3,300,000
C種優先株式	109,100,000
計	937,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	613,438,973	613,438,973	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 500株 (注) 5
B種優先株式 (注) 1	3,300,000	3,300,000	非上場・非登録	単元株式数 500株 (注) 2、3、4、7
第一回C種優先株式 (注) 1	8,924,000	8,924,000	非上場・非登録	単元株式数 500株 (注) 2、3、4、6、8
第二回C種優先株式 (注) 1	30,242,000	30,242,000	非上場・非登録	単元株式数 500株 (注) 2、3、4、8
第三回C種優先株式 (注) 1	24,242,000	24,242,000	非上場・非登録	単元株式数 500株 (注) 2、3、4、8
計	680,146,973	680,146,973	—	—

(注)

- 優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
- 優先株式は、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式が変動するが、その修正の時期、修正の基準及び取得価額の下限は以下のとおりである。

種類	修正の時期	修正の基準	取得価額の下限
B種優先株式	平成22年10月1日以降平成40年10月1日まで、毎年10月1日	各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)	当初取得価額の80%に相当する金額 28円
第一回C種優先株式	平成20年10月1日以降平成34年9月30日まで、毎年10月1日		当初取得価額の80%に相当する金額 54円
第二回C種優先株式	平成21年10月1日以降平成35年9月30日まで、毎年10月1日		当初取得価額の75%に相当する金額 51円
第三回C種優先株式	平成22年10月1日以降平成36年9月30日まで、毎年10月1日		当初取得価額の70%に相当する金額 47円

- 優先株式の権利の行使に関する事項及び当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはない。
- 優先株式は、会社法第108条第1項に基づき、剰余金の配当及び残余財産の分配等について普通株式と異なる定めをしているため、株主総会において議決権を有していない。
なお、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。
- 提出日現在の普通株式発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれていない。

6 平成22年7月31日現在において、第一回C種優先株式の発行数には、2,424,000株の自己名義株式が含まれている。

7 B種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の計算

B種優先株式1株当たりの優先配当金（以下、「B種優先配当金」という。）の額は、B種優先株式の払込金額（150円）にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）+2.0%の年率（以下、「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

② 累積条項

ある事業年度においてB種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記①の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主に支払う。

③ 非参加条項

B種優先株主に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金相当額を支払う。

B種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもB種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) B種優先株式の取得条項に関する定め

当社は、B種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。

取得価額は1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金にB種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。

取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったB種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、B種優先株主に対し、B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、B種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) B種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

B種優先株主は、当社に対し、B種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、B種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

① 取得を請求することのできる期間

取得を請求することのできる期間は、平成21年10月1日から平成41年9月25日までとする。

② 取得価額

(イ) 当初取得価額

35円

当初取得価額は、平成21年10月1日における普通株式の時価とする。ただし、当該価額が、35円（但し、下記(ハ)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成21年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成40年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ハ) 取得価額の調整

- a. B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換する事ができる株式又は権利行使する事ができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。

- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 a. (ii)号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記 a. に準じて調整される。

- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。

- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（ただし、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) 引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

8 第一回から第三回C種優先株式の内容は次のとおりである。（以下、「C種優先株式」という。）

(1) 第一回C種優先株式

① 優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下、「第一回C種優先配当金」という。）の額は、第一回C種優先株式の1株当たりの払込金額（275円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下、「第一回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第一回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第一回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第一回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.25%

② 第一回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第一回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第一回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ) 取得請求期間

平成19年10月1日から平成34年9月30日まで

(ロ) 取得価額

(a) 当初取得価額

67円

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成34年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(4)⑦で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)⑦に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)⑦により調整される。）の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)⑦により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)⑦により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(4)⑦により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(2) 第二回C種優先株式

① 優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下、「第二回C種優先配当金」という。）の額は、第二回C種優先株式の1株当たりの払込金額（275円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下、「第二回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第二回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第二回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第二回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.50%

② 第二回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第二回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第二回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

(イ) 取得請求期間

平成20年10月1日から平成35年9月30日まで

(ロ) 取得価額

(a) 当初取得価額

67円

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)⑦で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)⑦に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)⑦により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(3) 第三回C種優先株式

① 優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下、「第三回C種優先配当金」という。)の額は、第三回C種優先株式の1株当たりの払込金額(275円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下、「第三回C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第三回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数(初日及び最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第三回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第三回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%

② 第三回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第三回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第三回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

(イ) 取得請求期間

平成21年10月1日から平成36年9月30日まで

(ロ) 取得価額

(a) 当初取得価額

67円

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成36年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)⑦で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)⑦に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)⑦により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(4)⑦により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(4) 全てのC種優先株式に共通する事項

① 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という）に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

② 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

③ 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき275円を支払う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

④ 買受け又は消却

当社は、いつでもC種優先株式を買入れ、これを株主に配当する利益をもって当該買入価額により消却することができる。

⑤ 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

⑥ 新株引受権等

C種優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。また、C種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

⑦ 取得価額の調整

取得価額は、C種優先株式発行後、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合に、次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

⑧ C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

⑨ C種優先株式の取得条項に関する定め

取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、C種優先株主に対し、優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が各C種優先株式における下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記⑦により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

⑩ 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金並びに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第一回C種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—	2,424,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	12,344,444
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	54.00
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—	29,863,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	129,039,213
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	63.64
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第二回C種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—	6,121,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	25,123,507
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	67.00
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第三回C種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—	12,121,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	49,750,371
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	67.00
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日(注)	12,344,444	680,146,973	—	5,519	—	2,980

(注) 発行済株式数の増加は、第一回C種優先株式2,424,000株の取得請求権の行使による普通株式の増加である。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 3,300,000 第一回C種優先株式 8,924,000 第二回C種優先株式 30,242,000 第三回C種優先株式 24,242,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 330,000 (相互保有株式) 普通株式 7,825,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 592,024,000	1,184,048	同上
単元未満株式	普通株式 915,029	—	一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	667,802,529	—	—
総株主の議決権	—	1,184,048	—

(注) 1 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,500株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれている。
2 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式が75株含まれている。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飛鳥建設株式会社	東京都千代田区三番町2番地	330,000	—	330,000	0.05
(相互保有株式) 株式会社E&CS	東京都千代田区三番町2番地	7,825,500	—	7,825,500	1.17
計	—	8,155,500	—	8,155,500	1.22

(注) この他株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が4,000株(議決権8個)ある。なお、当該株式は①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	39	35	30
最低(円)	27	25	24

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

「ご参考—執行役員について」

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、執行役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、並びに、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	14,553	13,888
受取手形・完成工事未収入金等	38,586	44,736
販売用不動産	1,210	1,213
未成工事支出金等	※1 7,176	※1 6,611
その他	8,332	8,111
貸倒引当金	△1,843	△1,788
流動資産合計	68,016	72,773
固定資産		
有形固定資産	※2 14,202	※2 14,274
無形固定資産	567	608
投資その他の資産		
その他	8,825	8,969
貸倒引当金	△1,959	△2,108
投資その他の資産計	6,865	6,861
固定資産合計	21,635	21,744
繰延資産	7	8
資産合計	89,659	94,526

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	30,303	33,769
短期借入金	13,350	13,630
未成工事受入金	8,662	7,306
預り金	12,400	11,988
完成工事補償引当金	224	245
工事損失引当金	※3 314	※3 428
その他	817	2,566
流動負債合計	66,074	69,936
固定負債		
退職給付引当金	5,801	5,766
その他	539	496
固定負債合計	6,341	6,262
負債合計	72,415	76,198
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,519	5,519
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	△425	652
自己株式	△1,360	△1,360
株主資本合計	17,234	18,312
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	13
為替換算調整勘定	△0	△1
評価・換算差額等合計	5	12
少数株主持分	3	3
純資産合計	17,243	18,327
負債純資産合計	89,659	94,526

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高		
完成工事高	22,812	23,740
開発事業等売上高	272	245
売上高合計	23,084	23,985
売上原価		
完成工事原価	22,410	22,839
開発事業等売上原価	185	176
売上原価合計	22,596	23,016
売上総利益		
完成工事総利益	401	900
開発事業等総利益	87	69
売上総利益合計	488	969
販売費及び一般管理費	※1 1,457	※1 1,626
営業損失(△)	△968	△656
営業外収益		
受取利息	—	12
受取配当金	—	11
消費税等還付加算金	21	—
その他	32	22
営業外収益合計	54	46
営業外費用		
支払利息	136	103
退職給付会計基準変更時差異の処理額	149	149
為替差損	—	94
その他	55	32
営業外費用合計	341	380
経常損失(△)	△1,255	△990
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別利益合計	1	1
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	53
投資有価証券評価損	78	—
その他	7	9
特別損失合計	86	62
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,341	△1,052
法人税、住民税及び事業税	6	24
法人税等合計	6	24
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△1,077
少数株主損失(△)	△0	△0
四半期純損失(△)	△1,348	△1,077

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,341	△1,052
減価償却費	152	153
貸倒引当金の増減額(△は減少)	58	52
工事損失引当金の増減額(△は減少)	△30	△113
退職給付引当金の増減額(△は減少)	30	34
受取利息及び受取配当金	△18	△24
負ののれん償却額	△8	△8
支払利息	136	103
為替差損益(△は益)	2	34
投資有価証券評価損益(△は益)	78	—
売上債権の増減額(△は増加)	9,553	6,155
販売用不動産の増減額(△は増加)	5	3
未成工事支出金等の増減額(△は増加)	△1,134	△565
未収消費税等の増減額(△は増加)	979	△540
未収入金の増減額(△は増加)	952	307
その他の資産の増減額(△は増加)	25	△10
仕入債務の増減額(△は減少)	△7,378	△3,473
未成工事受入金の増減額(△は減少)	2,290	1,355
預り金の増減額(△は減少)	△320	412
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2	△1,309
その他の負債の増減額(△は減少)	△150	△60
その他	14	40
小計	3,896	1,495
利息及び配当金の受取額	4	17
利息の支払額	△250	△344
法人税等の支払額	△174	△165
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,476	1,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△66	△20
無形固定資産の取得による支出	△65	△7
投資有価証券の取得による支出	△0	△8
貸付けによる支出	—	△2
貸付金の回収による収入	19	13
その他	△4	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△405	△280
長期借入金の返済による支出	△6	—
その他	△6	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△418	△284
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	△29
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,948	675
現金及び現金同等物の期首残高	5,638	13,679
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,587	14,355

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更 (資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。 これにより、営業損失及び経常損失に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純損失は53百万円増加している。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 1 「受取利息」は、営業外収益の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第1四半期連結累計期間は、営業外収益の「その他」に8百万円含めて表示している。 2 「受取配当金」は、営業外収益の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第1四半期連結累計期間は、営業外収益の「その他」に9百万円含めて表示している。 3 「為替差損」は、営業外費用の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第1四半期連結累計期間は、営業外費用の「その他」に28百万円含めて表示している。 4 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示している。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項なし

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項なし

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 ※2 有形固定資産減価償却累計額 9,837百万円	1 ※2 有形固定資産減価償却累計額 9,734百万円
2 偶発債務(保証債務) 下記の借入金に対して、次のとおり保証を行っている。 従業員(住宅ローン) 23百万円	2 偶発債務(保証債務) 下記の借入金に対して、次のとおり保証を行っている。 従業員(住宅ローン) 24百万円
3 ※1、※3 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は125百万円である。	3 ※1、※3 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は194百万円である。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 605百万円 退職給付費用 82 貸倒引当金繰入額 21	1 ※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 629百万円 退職給付費用 77 貸倒引当金繰入額 129
2 当社グループの完成工事高は、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日)
現金預金勘定 8,780百万円	現金預金勘定 14,553百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 △193	預入期間が3か月を超える定期預金 △198
現金及び現金同等物 8,587	現金及び現金同等物 14,355

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期連結 会計期間末(千株)
普通株式	613,438
B種優先株式	3,300
第一回C種優先株式	8,924
第二回C種優先株式	30,242
第三回C種優先株式	24,242
合計	680,146

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期連結 会計期間末(千株)
普通株式	8,159
第一回C種優先株式	2,424
合計	10,583

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし

4 配当に関する事項

該当事項なし

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	22,812	272	23,084	—	23,084
(2) セグメント間の内部 売上高	—	19	19	(19)	—
計	22,812	291	23,103	(19)	23,084
営業損益	△674	77	△597	(371)	△968

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略した。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、土木、建築を中心とした建設工事全般に関する事業を主体として、当社所有の不動産に関する事業全般を加え、事業活動を展開している。

したがって、当社は、当該事業分野別のセグメントを中心に構成されており、「土木事業」、「建築事業」及び「開発事業等」の3つを報告セグメントとしている。

「土木事業」は土木工事の施工等を行っている。「建築事業」は建築工事の施工等を行っている。「開発事業等」は主に不動産開発及び不動産賃貸等を行っている。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	土木事業	建築事業	開発事業等	計	調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	12,680	11,059	245	23,985	—	23,985
セグメント間の内部 売上高	—	—	22	22	△22	—
計	12,680	11,059	267	24,007	△22	23,985
セグメント損益	△100	△250	64	△286	△369	△656

(注) 1 セグメント損益の調整額△369百万円には、セグメント間取引消去△22百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△347百万円が含まれている。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2 セグメント損益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないので、該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

該当事項なし

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

該当事項なし

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社グループの事業の運営において重要なものはない。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	△0.20円	1株当たり純資産額	0.51円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,243	18,327
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	17,362	18,025
(うち少数株主持分(百万円))	(3)	(3)
(うち優先株式発行金額(百万円))	(17,265)	(17,932)
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による優先配当額(要支給額)(百万円))	(93)	(90)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	△118	302
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	605,279	592,938

2 1株当たり四半期純損失等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失	2.54円	1株当たり四半期純損失	1.81円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失(百万円)	1,348	1,077
普通株主に帰属しない金額(百万円)	3	3
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による優先配当額(要支給額)(百万円))	(3)	(3)
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,351	1,080
普通株式の期中平均株式数(千株)	532,799	597,565
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

飛島建設株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 下 靖 規 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 田 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月4日

飛島建設株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 下 靖 規 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 田 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。